

令和元年第26回

美幌町農業委員会総会議事録

令和元年5月24日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和元年5月24日(金) 午後3時00分から午後3時24分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	1番	日下	優	君	会長職務代理者	3番	大西	政雄	君
	4番	根塚	信義	君		5番	中村	寿恵子	君
	6番	小林	勝義	君		7番	小泉	豊和	君
振興副部長	8番	加藤	安弘	君		10番	寺本	恵二	君
	11番	日並	一三	君		12番	重清	幸良	君
	13番	木村	勝彦	君		14番	西	学	君
	15番	日並	洋	君	農地副部長	17番	東	砂裕理	君
振興部長	18番	千葉	正美	君		19番	松本	訓宜	君
会長	20番	鈴木	幸往	君					

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二	君	総務担当主査	佐々木	鑑仁	君
総務担当	中谷	賢司	君	臨時筆生	寺田	裕子	君

議事日程

令和元年第26回 美幌町農業委員会総会
令和元年5月24日 午後3時00分開会

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第44号 | 第13回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 | 議案第91号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第7 | 議案第92号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第93号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第94号 | 農地転用事業計画に係る変更承認申請について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は17名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和元年第26回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号4番根塚委員、同じく議席番号5番中村委員を指名します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号2番白石委員、同じく議席番号9番佃委員、同じく議席番号16番齋藤委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第44号「第13回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	部会長の報告をお願い致します。 第13回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成31年4月19日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1案件(1)美幌町農業農村の活性化推進に関する要望の策定について。(2)平成31年度道外先進地視察研修について。2開催日時、平成31年4月19日(金)午後2時40分から午後3時10分。3開催場所、議会第1・第2議員控室。4出席者、私他計9

	<p>名、事務局、酒井事務局長、中谷総務担当。5会議結果につきましては事務局の方よりよろしくお願い致します。</p>
総務担当	<p>議案書及び参考資料により説明</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第44号「第13回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号174号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号174号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。</p> <p>利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和元年6月1日から令和11年5月31日までの10年間、利用調整日は令和元年5月8日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
18番	<p>内容番号174号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で更新することになったものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、野菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号174号は適当と認めます。</p> <p>議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号90号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号90号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。</p> <p>貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から5年間で権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料7ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>

<p>19 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>内容番号90号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さん所有の隣で耕作している〇〇さんに使用貸借するものであります。 〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、玉ねぎを作付けされ意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月15日に重清委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号90号は適当と認めます。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当主査</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第8、議案第93号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号13号。</p> <p>内容番号13号についてご説明致します。参考資料は9ページから11ページまでをご覧ください。本件は本年3月総会においてご審議いただき、許可相当との承認をいただいております。これとは別に農用地の用途区分変更の申請をオホーツク総合振興局に提出していましたが、振興局から転用申請の農地の一部が平成28年度の道営事業の受益地になっていると連絡がありました。現時点で農業委員会総会での審議は終了しておりますが振興局から用途区分変更の許可が出ていないため、転用許可申請はまだ交付しておりません。今回は許可前のため申請者の方と協議を行い、前回の申請を取り下げ、あらためて受益地を除く農地について転用申請をし直すことになったものでございます。</p> <p>参考資料9ページでご説明致します。当初の許可申請は太枠で囲ってあります①と②を合わせた農地の転用計画でございましたが①が受益地と判明したため②のみを転用することに致しました。議案書8ページにお戻りください。変更する計画の内容ですけれども計画の概要欄の下線を引いてあるところが今回変更となった面積でございます。乾乳牛舎は見直しを行い32.4㎡増やして226.8㎡、デントコーン置き場(スタックサイロ)については732㎡を減らして1,000㎡、通路等は1,099.291㎡減らして511.209㎡で転用面積の合計が2,637.109㎡でございます。以上でございます。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。 議案第93号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当主査</p>	<p>日程第9、議案第94号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題と致します。 内容番号3号。</p> <p>内容番号3号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は平成28年2月22日に許可した農地法第5条の一時転用案件で農地造成に必要な防災施設用地の使用期間の変更を求めるものでございます。 貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内他計</p>

〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。転用目的は農地造成に係る防災施設としての沈砂池用地で一時転用の期間が3年以内と定められていることから沈砂池は完成後3年間使用する計画となっております。しかしながら、変更申請理由欄に記載のとおり、沈砂池は造成に必要な防災施設で農地造成期間が延びた為、沈砂池用地を使用し続ける必要があります。そのため、今回摘要欄に記載のとおり一時転用箇所である沈砂池用地の使用期間を変更承認日から3年間に変更するものでございます。以上よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。
議案第94号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は承認することに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第26回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

ご苦労様でした。

閉会 午後3時24分